

## にしおSDGsパートナー登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、SDGsの達成に向けて、取組を実施する企業・団体等に  
にしおSDGsパートナー（以下「登録パートナー」という。）として登録し、  
その取組を広く周知するとともに、西尾市（以下「市」という。）及び登録パー  
トナー同士の連携を促進し、SDGsの推進及び持続可能なまちづくりに寄与  
することを目的とする。

### (定義)

第2条 使用する用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) SDGs 平成27年9月の国連サミットにおいて採択された持続可能な  
開発目標
- (2) 企業・団体等 営利組織及び非営利組織
- (3) 営利組織 企業、個人事業主等で、事業で得た利益を組織の構成員に分配  
することを目的とする組織
- (4) 非営利組織 教育機関、市民団体、特定非営利活動法人、町内会等で、事  
業で得た利益を組織の構成員に分配することを目的としない組織
- (5) 拠点 事業活動を行っている本社、本店、支店、店舗等
- (6) SDGs 17にしお 登録パートナーの情報等を掲載するWebサイト
- (7) 申請フォーム SDGs 17にしお内に設置された専用ページ

### (登録の区分)

第3条 登録の区分は、シルバーパートナーとゴールドパートナーの2種類とす  
る。

### (登録の要件)

第4条 登録パートナーの対象は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 市内においてSDGsの達成に向けた取組を、市及び他の登録パートナ  
ーとの連携を心がけ実施できること。
- (2) 登録内容等、登録パートナーに関する情報をSDGs 17にしお等で公表  
し、関連事業等で活用することに同意すること。
- (3) 営利組織の場合、市内又は隣接4市1町（岡崎市、碧南市、安城市、蒲郡  
市、幸田町）に拠点を有し、市内でSDGsを推進する活動の実績又は予定  
があること。
- (4) 非営利組織の場合、市内でSDGsを推進する活動の実績又は予定がある  
こと。

- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 法令等を遵守しており、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (7) 政治活動、宗教活動を目的としないこと。
- (8) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条に規定する暴力団その他反社会的団体との関係を有していないこと。
- (9) 本制度の信用やイメージを損なうおそれのある活動をしていないこと。

（登録の申請）

第5条 シルバーパートナーの登録を受けようとする企業・団体等は、次に掲げる様式に記載する事項を市長が定める期間内に申請フォームにより入力し、又は様式に記載して提出しなければならない。

(1) にしおSDGsパートナー登録（新規・変更）申請書（様式第1号）

2 ゴールドパートナーの登録を受けようとする企業・団体等は、次に掲げる様式（非営利組織にあっては、第1号及び第2号に掲げる様式）に記載する事項を市長が定める期間内に申請フォームにより入力し、又は様式に記載して提出しなければならない。

(1) にしおSDGsパートナー登録（新規・変更）申請書（様式第1号）

(2) にしおSDGsサポートメニュー登録申請書（様式第2号）

(3) SDGs達成に向けた具体的な目標設定（様式第3号）

（登録の実施）

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録パートナーとすることが適当であると認めるときは、当該申請をした企業・団体等をシルバーパートナー又はゴールドパートナーとして登録する。

（登録証の交付）

第7条 市長は、登録パートナーに対し登録証を交付する。

（オリジナルロゴマーク等の使用）

第8条 市長は、登録パートナーに、にしおSDGsロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用を認めるものとする。なお、使用方法の取扱いについては、市が別に策定する「にしおSDGsロゴマーク使用に関する取扱要領」によるものとする。

2 シルバーパートナーは、ロゴマークに加えて、シルバーパートナー用ロゴマークを使用できるものとする。

3 ゴールドパートナーは、ロゴマークに加えて、ゴールドパートナー用ロゴマークを使用できるものとする。

（登録の有効期間）

第9条 パートナー登録の有効期間は、令和9年3月末日までとする。

(登録の変更)

第10条 登録パートナーは、次の各号のいずれかに該当するときは、申請フォームにより入力し、又は様式に記載して提出しなければならない。

- (1) 第5条の申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) パートナーの登録を解除したいとき。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、登録パートナーとして不適當であると市長が認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。